



研究

本抄と十法界抄との交渉(承前)

泉 義 敬

一、佐前我祖内證の法門と外用の教義

佐前我祖内の法門とは、正しく十法界抄の如くにして、即ち我が祖が御一代を佐の前後に分ち、通途は佐前を外用とし、佐后を内証とす、然れども今佐前の所説に係る十法界事の如き、既に聖祖内証の法門を説く、此れは是れ懷中別記の書にして、佐前なりと雖も、本化神力別付の法門を密示し而して、爾前無得道を論じ本迹の異目を判じ給ふ。之れを要するに宗祖は内証即ち本化付囑の大事を覺悟し、最初に迹門の教意十界互具一念三千の説不に約して、爾前當分の得益を奪へり、次に本迹相對に約し、本を以て迹を奪ふ、然りと雖ども、其歸趣する處は、本迹不二、觀心の妙旨を以

て、其迹を奪ふ也蓋し迹門の得道を奪ふと雖ども其意は爾前を斥ふにあればなり。荆溪云奪迹得道意在爾前云々 問迹門に皆是眞實の文有り、されば爾前に得益を許すや如何 答今果門に望るに、迹門は爾前に對して且らく眞實と云耳、眞に得益を許す義には之れ有らざる也。迹門一往の所説に依れば爾前に於ては、且く、法華の爲の故に、三乘當分の得道即ち熟益を得せしむが如なれども本門觀心に至ては、一向に爾前に得益を許さざる也。されば、法華本門觀心の意より佛の一代聖教を按ずるに、迹門の大教起れば爾前の教亡し、本門の大教起れば、迹門爾前亡し、觀心の教起れば本迹爾前共に亡ず云々(縮遺二九二)と以て本迹の起盡を定め給ふ。而して、本門壽量品の皆實不虛の文を、臺祖釋して云く、約三圓頓衆生於本迹二門一實一虛已上 妙樂記ノ九云故知迹ノ實へ於本ニ猶虛ナリ云々 但皆是眞實者、若し本門に望むれば迹は尙是れ虚也と雖ども、一座の中に虚實を論ずる故に、本迹共に、眞實とは云ふ也。故に本門未

顯の時は、迹門尙虚と名け、顯れ己れば、迹門の佛因は、本門の佛果と爲るが故に、天月水月、本有の法と成て、本迹共に三世常住と、顯るゝ也。等と、如此宗祖は佐前に於て、既に本化己証の、實義を記し玉ふ、次に外用を云はゞ、十法界事の如き、宗祖、佐前に於て、能く本化内証の眞義を知ると雖ども、佛に前權后實の儀軌あるが如く、且く、内証を秘して、迹化弘法の導師、臺祖附順の弘教、教機時國抄等の如き教義をば、外用の法門と云ふ也。然れば、三澤抄（續遺一七〇五）云く、佐前の法門は佛の爾前經と思召せ云々 佐前御撰述の書中、數々、天臺沙門と云ひ、又、根本大師門人等と、被遊を以ても、佐前迹化付順の旨を、知るべき也。

二、權實と本迹との關係及其歸趣

爾前四十餘年の所説、隨情方便の權大乘、後八年の眞實本懷の實大乘即ち權實二教と、法華經前十四品の迹門後十四品の本門即ち本迹二門との、關係を述べ、己顯眞實の法華を以て、未顯眞實、爾

前權教の得道有無を決す。凡、爾前諸教には、假令、諸法の圓融を説く、圓教有るに、似たりと雖ども、未だ二乗の成佛を許ざるが故に、眞實圓教と云ふを得ず、之れ十界互具の圓理互融の妙旨を説ざればあり。然るに、法華迹門、方便品に至て、十如實相を説くに、爾前の隔情全く融し、不變眞如、實相の深理顯れ、一念三千の名義成立し、所化の衆生、眞實の斷感証理を以て、十界具足、法界互融の、一大圓佛に体達する事を得、雖然、迹門に至ては、尙理性の互具を論ずる耳にして、未だ本覺本有を談せず。本門に至て、始て、久遠証得、事、一念三千を成じ、迹門、本無今有の失は頓に、無始無終色身常住と變じ、是法住法位世間常住の、理談は轉して三世常住無作本覺の過古常顯れ眞の覺体を成ず、此時に當てや、萬水一月は、既に天月の如し、然れば、迹化他方の諸佛諸菩薩等は皆釋尊が久遠の弟子也。如斯法華顯本の前後に於て、本迹二門の相違夫れ如し此を知るべし。天臺の云く、又法華の前に、迹圓の如來を明すは、同じ

く是れ、迹中の所説あるのみ、發迹顯本の三如來は、永く諸經に異りと云ふ。發迹顯本せざれば、眞の一念三千顯れず此の本門壽量品の天月且く影を大小の器に浮べ給ふを諸宗の學者等、水中の月所謂迹門に實月の思ひを爲し、近くは、自宗に迷惑し、遠くは、法華經壽量品を知らず。然り而して、本迹相對せば、迹門尙爾前に同ずる也。如此本迹相對して、迹門の理圓を下す事、其意、爾前の得道を根本的に許さざるの故也。蓋し當家に此れが相對を重要視するの所以なり。雖然廢迹立本の日は、壽量品の佛、我實成佛と説き、十界實成を顯す、於此迹門理圓三千の當處全く自受用身、本覺の智體を成じ、十界の身皆古佛にして、所居の土は、皆常寂光となり、本迹一致の妙旨を現ずるあり。

三、二抄拜讀の用意と意趣

十法界抄と教機時國抄とは、同く、佐前の御書ありと雖も其内容に於て、遙に殊なり、即ち一は、本迹相對にして、本門より、迹門を奪て、爾前の無得道を証し、遂には、本門一致の旨を明す。一は權

實相對即ち宗祖臺家付順の教法を以て、權教を破斥す。故に吾人此二書拜讀鑽仰せんとならば、先づ、十法界事の如き、宗祖内証の實義を明す、懷中別記の書なれば、一抄の内容悉く四重興廢の觀心門より出でたり。故に此抄に就ては、親しく、佐后内証眞實の法門に接する思ひを爲し、以て拜讀し、且つ宗祖が天臺付順の當時尙己證の法を記し給ふ邊を、深く味ふべき也。教機時國抄は、三世諸佛全權后實の法儀に則り尙宗祖獨特の五綱を以て、極力權實相對權門破斥に御心を用ひ給ひたるなれば、如何に宗祖が間斷無く、佛一代の所説五千七千の微塵の教經を判釋遊ばされたるかを伺ひ知るべき也。要するに兩抄は宗祖が佐の前後に顯れたる、重要な教義を網羅しあれば、内証外用密接の關係を有する事瞭々たり。又宗祖が法の用捨に巧なる事又併せて存知し其内部所顯の法義を周知すべきなり。

結 論

一、本抄拜讀後の所感

宗祖の畢世、釋尊の本懷を述べ、臺當の異目を判じ、權宗の迷妄を、論破し、一大真理妙法弘通を以て任せし事、夫の言を俟たざる也、宗祖は五綱の判釋を以て、三時諸宗の淺深勝劣取捨を判じ、以て時機相應最勝微妙甚深の三秘立行而して皆歸妙法の基礎たらしめたる也、

本抄御著述の當年時機を鑑み、六宗の勝劣を論じ、而して普く一切衆生をして妙法を信せしめんと巧みに五綱を以て判教遊ばされたる也、御自身、上行再誕眞に此れ、靈山別付の導師なる事を覺知遊ばすと雖も未だ内證を秘して顯さず。只に臺家付順の身を以て妙花最勝の妙を顯はせしあり。宗教の五綱を大判せし事、凡そ能弘の師必ず、宗教の五綱をしらざるべからざればあり。何となれば教は機に依て顯れ、機は時に隨て進退し、時は國に依て異り、國は教法流布の如何に依て結す、教法流布の前後は、自ら一國の氣風を支配し、一國の氣風は一定の時代と思潮とを畫し、時代は人を造り、人は教法を左右す、此五綱は、實に一連の貫

鑰にして、一も離る可からず、此の如くんば、世を導き人士を誘ひ、究竟最極の依止處に至らしめんとするもの何ぞ五綱を知らずして可ならんや。而るに聖祖以前の諸師或は機を重じて、時を輕じ、或は機時を知ると雖も、教法の撰澤を過り、或は能く教法を知ると雖も、前後流布の相を徹見せず。故に我祖彼等が一部に僻目未だ全象を知らざるを慨し、其妄を破じ、其迷を開以て能弘の師必ず五綱を知らざるべからざるを示し給ふ、而して五綱所知の師必ず死身弘法すべく、然らば三類競ひ起るべきを示し、末代吾人を驚策し給ふ、

二、本抄中の論目

一、佛天調卷の異論 一、佛滅年代論 一、佛教の支那傳來論 (A)後漢明帝時代の佛教傳來の狀態 (B)佛教傳來の終末 (C)翻譯事業 一、佛說校了 一、大乘教と小乘教との相異 一、權大乘教と實大乘教との異目 一、機根分別と佛說法と説時 一、身子の得解と觀機誤謬 一、三時弘經の師と機類分別 一、今時弘經者の心得 一、經文

## 壽量五百塵點 に對する私見

望月本啓

- 中の異文會通と論結 一、聖祖の時代觀 一、三時と三學三重の相配及聖祖の判決 一、末法無戒の理由 (A)無戒と破戒 (B)末法僧侶の道德觀念如何 (C)佛教思想より見たる天災觀 一、國家と佛教 一、歴史と傳道方法 一、思想構成と歴史の研究 一、五義綱判と諸師の判教 一、國師とは何ぞ 一、國師の資格 一、國民教育と法華經 一、傳教の三時論と我祖の三時論 一、本未有善論と純圓論の差異及會通 一、太子鑒眞等の圓機説と我祖引用の意趣 一、念禪律興起の原因と其教法 一、念禪律破の根本意義 一、日本國と法華經 一、諸師の予言と日本及聖祖引用の意義 一、本朝傳來の佛教 一、南都六宗の興起と其前後 一、傳教の佛教思想と及其事業 一、南都佛教と傳教との關係 一、平安奠都と傳教との關係 一、念禪の勃興と其傳道區域と信者の種類 一、鎌倉の佛教と京師の佛教 (聖社諸宗對破の次第と各宗傳道の區域) 一、三類蜂起の時代 一、攝析論

(結)

宗祖大士無始本覺を述べ給ふに三あり(一)には本尊鈔に曰く『五百塵點乃至所顯の三身無始の古佛也』云々此れ本佛元能所二詮なしと雖も且く所顯の三身に約して無始の古佛也と宣せ給ふ本尊鈔略要に『五百塵點復過於此等は能顯の壽量あり無始本佛十界常住とは所顯の三身なり故に文を過て底理を指を乃至所顯と言ふなり』と即ち此の意あり。(二)には當體義鈔に『釋尊五百塵點劫當初証得』と是れ能顯の三身に約して且く當初と宣す、次下の『能證所證本理』の文思ふべし之れ密に非算の數に寄せて始即本を顯し給ふ文旨知るべし(三)に灌頂鈔に『雖無始本覺三身且立五百塵點劫成佛』文是れ能顯所顯能証所証二而非二一なる上に於て無始を論じ給ふあり、正義に曰く『且立塵點之語者塵點久成假之明文也』と誠に始覺即本覺の佛身は能顯所